

江東区児童館運営補助員（会計年度任用職員）の募集案内

募 集 人 数	1名
勤 務 職 場	江東区東陽児童館（所管部課：こども未来部こども家庭支援課）
職 務 内 容	児童館において、その利用者（0歳～18歳）を対象に、こどもの健全な育成を図るため、適切な遊び等の指導補助や児童館の管理運営を補助従事する。
求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の考え方や行動を理解し、その健全な育成のために、正しい指導ができる。 ・体力があり、意欲をもって児童と接することができる。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 ・組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる。
任 期	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（次年度以降の更新制度有）</p> <p>※条件付採用期間あり（原則1か月）</p> <p>ただし、年度の途中において採用した場合の任期は、採用した日から当該年度末日までとする。</p>
勤 務 時 間	<p>毎月第二・第四日曜日</p> <p>午前9時15分から午後5時15分までのうち7時間（休憩時間除く）</p>
所定勤務時間に超える勤務	無
休 憩 時 間	正午から午後1時00分までの1時間
休 暇 等	<p>妊娠出産休暇 産前6週間・産後8週間(有給)</p> <p>妊娠通勤時間(無給) 等</p> <p>※任期が6ヶ月未満の場合は年次有給休暇の付与はございません</p>
報 酬	<p>時給：1,476円（令和8年4月時点）</p> <p>上記のほか、通勤手当相当（上限55,000円／月）</p> <p>※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。</p>
応 募 方 法	会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入の上、令和8年2月26日（木）までに、郵送願います。
選 考	<p>選考日：令和8年3月2日～令和8年3月6日の内こちらから指定する日</p> <p>選考場所：江東区役所等</p> <p>選考方法：第一次 書類選考 第二次 面接</p>
退職に關する事項	<p>① 任用期間を満了したとき。</p> <p>② 自己の都合により退職を申し出たとき。</p> <p>③ 勤務成績が良くないとき。</p> <p>④ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。</p> <p>⑤ 指導員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>⑥ 服務上の遵守義務に反したとき。</p> <p>なお、上記以外で解雇する場合は、労働基準法第20条の規定を適用する。</p>
注 意 事 項	<p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
申込み・問い合わせ先	<p>〒135-8383 江東区東陽 4-11-28</p> <p>こども家庭支援課こども家庭係 (03-3647-9230)</p>